



愛知労働局発表
令和元年5月22日(水)

【照会先】

愛知労働局労働基準部監督課

監督課長 中村 隆

統括特別司法監督官 高橋 英幸

電話 052 - 972 - 0253

報道関係者 各位

平成30年の愛知労働局における司法処分状況について

平成30年に県内の14労働基準監督署(支署)が労働基準法、労働安全衛生法等の違反被疑事件として検察庁へ送検した状況を以下のとおり取りまとめました。

司法処分件数	<u>61件</u>
法令別内訳	
労働基準法等違反	<u>38件</u>
労働安全衛生法違反	<u>23件</u>

平成30年の司法処分は前年に比べ4件増加。法令別で労働基準法等違反は定期賃金の不払が増加し、労働安全衛生法違反は減少しているものの機械等の危険防止措置が講じられていないものと並び労災かくし事案が多い傾向にある。

(詳細は次頁)

労働基準監督機関では、労働基準法、労働安全衛生法等の法令に基づき、事業場に対する賃金の支払等一般労働条件の履行確保や労働災害・健康障害防止等のための行政指導を行っていますが、重大・悪質な法令違反に対しては、司法警察権限を行使して捜査を行い、検察庁へ送検(いわゆる「司法処分」)しています。

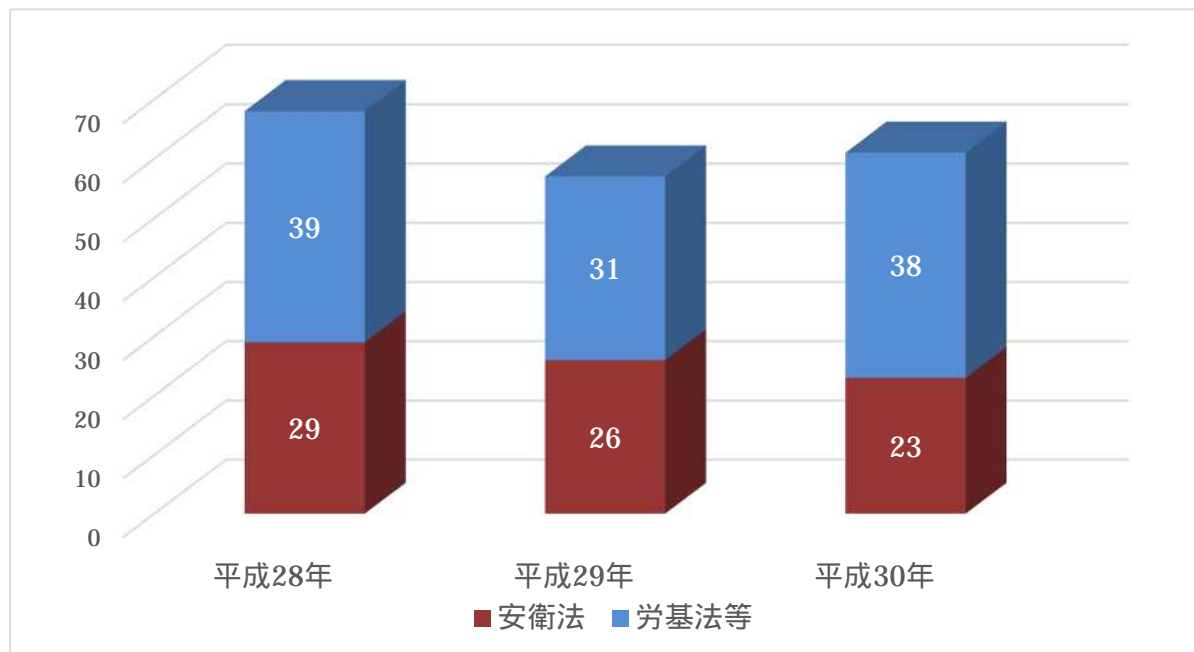
労働基準法第102条

労働基準監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う。(最低賃金法、労働安全衛生法等にも同旨の規定がある。)

1 概要

平成30年は前年（平成29年）と比較して、4件増加した。労働基準法等違反事件では定期賃金の不払事件が26件と前年と比較して4件増加し一番多く、労働安全衛生法違反事件では機械等の危険防止措置に関する事件が5件（前年は12件）と減少し、労災かくしに関する事件は前年と変わらぬ5件であった。なお、外国人技能実習生に関する事案は4件（前年は2件）であった。

（1）司法処分件数の推移



（2）業種別・違反法別件数

		業種							計
		製造	建設	運輸	商業	保健衛生	接客娯楽	その他	
労働基準法、最低賃金法等関係		10	3	2	5	5	7	6	38
	定期賃金の不払（第24条、最4条）	5	3		4	5	6	3	26
	労働時間・休日	3		2			1		6
	賃金不払残業	1			1				2
	その他	1						3	4
労働安全衛生法関係		10	6	3	1	0	0	3	23
	作業主任者の選任等	1							1
	機械等危険防止	2	1					2	5
	墜落等危険防止	3		1					4
	就業制限	2	2						4
	労災かくし	1	2	1	1				5
	その他	1	1	1				1	4
合計		20	9	5	6	5	7	9	61

(3) 年別推移(法令別)

		平成28年	平成29年	平成30年
労働基準法等違反	定期賃金の不払 (労働基準法第24条、最低賃金法第4条)	22	22	26
	労働時間・休日 (労働基準法第32条・第35条・第40条)	10	6	6
	賃金不払残業(サービス残業) (労働基準法第37条)	0	0	2
	その他	7	3	4
	計	39	31	38
労働安全衛生法違反	作業主任者の選任等 (労働安全衛生法第14条)	1	0	1
	機械等危険防止 (労働安全衛生法第20条)	4	12	5
	墜落等危険防止 (労働安全衛生法第21条・第31条)	5	5	4
	就業制限 (労働安全衛生法第61条)	3	1	4
	労災かくし (労働安全衛生法第100条)	11	5	5
	その他	5	3	4
	計	29	26	23

平成29年の司法処分事例

< 労働基準法等違反事件 >

<p>【事例1】</p> <p style="text-align: center;">技能実習生に対する賃金不払に関する事例</p> <p>縫製加工等を営む事業場において、中国人技能実習生4名を含む労働者15名に対する平成29年5月から平成29年8月までの賃金（総額4,018,451円）をそれぞれ所定支払日に支払わず、このことによって最低賃金法で定める愛知県最低賃金額以上の支払いを行っていなかった。</p> <p>平成29年8月、監督署の労働基準監督官が当該事業場を臨検した際、労働時間を記録した帳簿提出を求めたにもかかわらず、虚偽の労働時間を記載した出勤簿を提出した。</p> <p>賃金未払については、労働基準法第24条と最低賃金法第4条の違反が成立するが、特別法である最低賃金法違反として送検した。</p> <p>労働基準監督官の臨検は労働基準法違反等の調査する目的で事業場等に立ち入ることをいい、労働基準法には臨検拒否、虚偽陳述、帳簿書類の提出拒否、虚偽の帳簿書類の提出した者等に対する罰則が規定されている。</p>
<p>【事例2】</p> <p style="text-align: center;">違法な時間外労働に関する事例</p> <p>一般貨物自動車運送業を営む事業場において、労働者1名に対し、平成29年12月8日から平成29年12月27日までの5労働日について、時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）で定めた1日についての最大拘束時間の限度を超えて、最高で1日4時間12分の違法な時間外労働を行わせた。</p> <p>本件は同事業場の労働者が交通事故により死亡したとの報告を受け、臨検監督を実施したところ、違法な時間外労働をさせていた疑いが認められたもの。</p>

< 労働安全衛生法違反事件 >

【事例 1】
梱包機による死亡災害に関する事例
繊維工業を営む事業場内において、労働者が梱包機（綿を圧縮して梱包する機械）を使用して作業をしていたところ、当該梱包機のプレス装置に頭部ほかを挟まれ死亡した。
プラスチック成型機や本件の梱包機等で労働者の身体の一部がはさまれるおそれのあるときは、戸や囲いを設ける等の措置を講じなければならない、また戸や囲いが閉じなければ機械が作業しない構造のものでなければならない。

【事例 2】
クレーンによる死亡災害に関する事例
金属製品製造業を営む事業場敷地内において、クレーンで地上約 6メートルの高さまでつり上げた架台上で、当該クレーンの設備交換作業を行っていた労働者が、同架台から地面へ墜落し死亡した。
クレーンの本来の用途は荷をつり上げて運搬するものであり、労働安全衛生法では、一部の例外を除き、クレーンにより労働者を運搬し、又はつり上げて作業させることを禁止している。

【事例 3】
労災かくしに関する事例
産業廃棄物処分場において、労働者が作業中にダンプトラックの荷台から墜落し、両踵骨骨折等の負傷により、約 3 カ月間の休業を要することとなったため、遅滞なく、所轄の労働基準監督署長に災害発生状況を記載した労働者死傷病報告を届け出るべきところ、災害発生場所及び作業内容について虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告を届け出て、虚偽の報告を行った。
労働者が労働災害その他就業中に負傷により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく（休業日数が 4 日に満たない場合は 4 半期ごとにとりまとめ）、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

